

○実践女子大学短期大学部学則

(昭和25年4月1日制定)

改正	昭和61年4月1日	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	平成元年4月1日	平成2年4月1日	平成3年4月1日
	平成4年4月1日	平成8年4月1日	平成9年4月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	平成14年4月1日	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成17年12月1日	平成18年4月1日
	平成18年12月15日	平成19年3月23日	平成19年4月11日
	平成20年2月22日	平成21年2月20日	平成22年3月26日
	平成22年6月23日	平成24年3月23日	平成24年5月25日
	平成25年3月22日改正	平成26年3月22日改正	平成27年3月28日改正
	平成28年3月26日改正	平成29年3月25日改正	平成30年3月24日改正

※昭和25年4月1日から昭和61年4月1日の間の沿革は省略

第1章 総則

第1条 実践女子大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法及び実践女子学園の建学精神に則り、専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を養うとともに、人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを實踐し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的とする。

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針を定め、教育研究活動等の状況について自ら点検、評価を行うこととする。

2 前項の点検、評価の方法等については、別に定める。

第2章 学科等の組織、目的及び修業年限

第3条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	80名	160名
英語コミュニケーション学科	100名	200名

第4条 日本語コミュニケーション学科では、日本語・日本文学・日本文化に関する専門教育やビジネススキル教育を共通基盤として、情報スキル、コミュニケーションスキル及び出版編集の3コースにおいて専門性の高い実学教育を行い、教養と実務能力を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。

2 英語コミュニケーション学科では、観光ビジネスコース及び国際コミュニケーションコースにおいて、英語の運用能力の向上を図るとともに、英米の言語・文学・社会・文化に関する知識や国際社会の諸問題への認識を深めさせることを目的とする。

第5条 修業年限は、各学科とも2年とする。

2 学生は、4年を越えて在学することはできない。

第6条 本学に実践女子大学短期大学部教育研究センター、実践女子大学短期大学部言語文化教育研究センターを置く。

2 実践女子大学短期大学部教育研究センターに関する規程は、別に定める。

3 実践女子大学短期大学部言語文化教育研究センターに関する規程は、別に定める。

第3章 授業科目

第7条 本学において開設する授業科目は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

第8条 授業科目は、各学科ともこれを必修科目と選択科目とに分け、毎学年の初めに定める。

第4章 履修方法、単位算定

第9条 学生は、履修しようとする授業科目を、必修、選択ともに毎学年の初めに登録しなければならない。

第10条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合はこの限りではない。

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間をもって1単位とする。

ただし、授業科目の内容により、教育効果を考慮して必要があるときは、別に定めるものについては、30時間を持って1単位とする。

(2) 演習については、30時間をもって1単位とする。

ただし、授業科目の内容により、教育効果を考慮して必要があるときは、別に定めるものについては、15時間を持って1単位とする。

(3) 実験・実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。

ただし、授業科目の内容により、教育効果を考慮して必要があるときは、別に定めるものについては、30時間を持って1単位とする。

第12条 本学が教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の短期大学又は大学(以下「他短期大学等」という。)と協議したところにより、学生が当該の他短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を本学において修得したものと認めることができる。

2 他短期大学等における履修に関する規程は、別に定める。

3 本学が教育上有益と認めるときは、本学が留学先として認めた外国の短期大学又は大学あるいはこれに相当する高等教育機関において履修した授業科目を、本学において修得したものと認めることができる。

4 留学に関する規程は、別に定める。

5 第1項及び第3項において認めることのできる単位数の合計は30単位を超えない範囲で行う。

6 単位の取扱いに関する規程は、別に定める。

第13条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を認めることができる。

2 前項により認めることのできる単位数は、前条第1項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で行う。

3 単位の取扱いに関する規程は、別に定める。

第14条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に大学又は短期大学において修得した単位(第51条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学において修得した単位として認めることができる。

2 前項により認めることのできる単位数は、第12条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で行う。この場合において、第12条第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えない範囲で行う。なお、単位認定と関連して修業年限の短縮は行わない。

3 単位の取扱いに関する規程は、別に定める。

第15条 削除

第16条 図書館司書資格取得希望者は、学科で定めた授業科目以外に別表第3の単位を修得しなければならない。

第5章 学習評価、卒業の認定

第17条 定期試験は、毎年2回各学期の終わりに行う。ただし、休学中の者は、試験を受けることはできない。

第18条 病気又は事故により試験当日欠席したときは、願い出により追試験を許可することがある。

2 追試験に関する規程は別に定める。

第19条 試験等の評価は、+A・A・B・C・Dの5段階とし、C以上を合格とする。

第20条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表第1、別表第2に定めるところにより、次表に定める単位を修得しなければならない。

科目 学科	共通教育科目	専門教育科目	合計
日本語コミュニケーション学科	18	46	64以上
英語コミュニケーション学科	18	44	62以上

第21条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に、本学学位規程の定めるところにより次の学位を授与する。

日本語コミュニケーション学科卒業者 短期大学士(日本語コミュニケーション学)

英語コミュニケーション学科卒業者 短期大学士(英語コミュニケーション学)

第22条 在学4年(休学期間は除く。)を超えてなお所定の単位を修得できない者は、これを除籍する。

第6章 入学・退学・休学・転学

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、欠員のある場合には、臨時に転入学を許可することがある。

第24条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定合格者を含む。)
- (8) その他、大学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第25条 入学志願者に対しては、選考試験を行う。その方法は、その都度これを定める。

第26条 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定料を添えて願い出なければならない。

第27条 選考試験に合格した者は、指定の期日までに入学金その他の納付金を納入しなければならない。また、別に定める期日までに保証人による保証書を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第28条 保証人は、父又は母(父母のない場合は、独立の生計を営む身元確実の成年に達した者。外国人で父母が日本に居住していない場合は、我が国に在住する独立の生計を営む身元確実の成年に達した者。)とし、その学生の在学中における経済的負担を含む一切の責任を負うものとする。

第29条 保証人の身分に異動があったとき、又は死亡したときにはその旨直ちに届け出なければならない。

第30条 削除

第31条 退学しようとする者又は転学しようとする者は、その理由を具し、保証人の連署で願い出なければならない。

第32条 病気又は事故によって引き続き3か月以上学習することができない者は、その理由を具し、保証人の連署で休学を願い出ることができる。

2 休学期間は、通算して1年を超えることができない。

第33条 休学期間は、第5条第2項の在学年数に算入しない。

第34条 休学している者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ願い出て許可を得なければならない。

第35条 いったん退学した者が再入学しようとするときは、退学後2年以内に限り選考のうえ許可することがある。

2 再入学については、「実践女子大学短期大学部再入学に関する規程」による。

第36条 授業料その他の学費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

第7章 学費

第37条 本学の学費は、次のとおりである。ただし、場合によりこれを変更することがある。

1. 入学金	240,000円
2. 授業料(年額)	720,000円
3. 施設設備費(年額)	320,000円

第38条 授業料の納入期限は、前期分4月末日、後期分10月末日までとする。

第39条 授業料その他の学費は、出席の有無にかかわらず、学籍のある間は納めなければならない。ただし、休学期間中の授業料は免除することができる。この場合、次条本文の規定はこれを適用しない。

第40条 既納の学費は、いかなる理由でも返還しない。ただし、入学時の納入金に限り、所定期間内に本人及び保証人の連署による「入学辞退及び納入金返還申出」のあるものについては、入学金を差し引いた納入金を返還する。

第8章 教職員組織及び教授会

第41条 本学に学長を置く。

2 学長は、本学を統括し、これを代表する。

3 学長は、別に定める規程により選任する。

第42条 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長は、別に定める規程により選任する。

4 副学長は、学長に事故あるとき、又は学長が欠けたときは、学長の職務を行う。

第43条 本学に短期大学部長を置く。

2 短期大学部長は、学長の委託を受け、学長を補佐してその学事に関する運営を掌る。

3 短期大学部長は、別に定める規程により選任する。

第44条 本学に教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

2 講師を分けて専任と兼任とする。

3 教授、准教授、講師及び助教の任免は、教授会の議を経て、学長が決定し、理事会がこれを行う。

第44条の2 本学に特別任用教員を置く。

2 特別任用教員に関する規程は、別に定める。

第45条 各学科に主任を置き、教授の中から任命する。

2 主任に関する規程は、別に定める。

第46条 本学に教授会を設ける。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

第47条 教授会は、必要に応じ、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

第48条 本学に事務職員その他必要な職員を置く。

第9章 賞罰

第49条 学生の中から、人格・学術共に優秀な者を教授会の議を経て特待生とし、授業料その他を免除することがある。

第50条 学長は、学生が学則又は学内規定に違反し、その他学生の本分に反する行為があると認めるときは、教授会の議を経て懲戒を行うことができる。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とし、退学は、次の各号の一に該当するときに限る。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められるとき

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められるとき

(3) 正当な理由がなく出席常でないとき

(4) 学園の秩序を乱し、その他学生の本分に反したとき

第10章 科目等履修生・特別聴講学生・委託生・外国人留学生

第51条 本学の授業科目の修得又は聴講を目的として願い出のあった者(以下「科目等履修生」という。)については、授業に支障のない範囲において選考のうえ科目の履修を許可し、その試験に合格した者には、第11条に定めるところにより所定の単位を与えることがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第52条 本学の授業科目の聴講を希望する他短期大学等の学生があるときは、当該の他短期大学等との協議に基づき所定の手続きを経て、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第53条 委託生・外国人留学生等に関する規程は、別に定める。

第11章 公開講座

第54条 本学は、必要に応じ公開講座を開設する。

第12章 学期及び休業日

第55条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第56条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたるものとする。

第57条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

第58条 本学における休業日を、次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

学園創立記念日(5月7日)

春期休業日 3月21日から4月4日まで

夏期休業日 7月30日から9月20日まで

冬期休業日 12月21日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第13章 図書館

第59条 本学に図書館を設ける。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

第14章 学生寮

第60条 削除

2 削除

第15章 雑則

第61条 学則の改廃については、教授会の議を経て、学長が決定し、理事会に付議する。

附 則

この学則は、昭和25年4月1日から実施する。(以下略)

附 則(昭和61年4月1日)

1 この改正学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、つぎのとおりとする。

\年度	昭和61年度		昭和62年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文科	180名	330名	180名	360名	150名	330名
英文科	180名	330名	180名	360名	150名	330名
家政科	260名 (160名)	460名 (320名)	260名 (160名)	520名 (320名)	200名 (160名)	460名 (320名)

注 ()内は、栄養士養成定員である。

3 第27条の規定は、昭和61年度入学生から適用し、昭和60年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(昭和62年4月1日)

1 この改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 第4条別表(1)の(二)専門教育科目は昭和62年度入学生から適用し、昭和61年度以前の入学生については従前の規定による。

3 第27条の規定は、昭和62年度入学生から適用し、昭和61年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(昭和63年4月1日)

1 この改正学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 第2条、第8条の2、第8条の二、第11条、第27条の規定及び第4条別表(1)の専門教育科目については昭和63年度入学生から適用し、昭和62年度以前の入学生につ

いては従前の規定による。ただし、第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

\年度	昭和63年度		平成元年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文学科	180名	360名	180名	360名	150名	330名
英文学科	180名	360名	180名	360名	150名	330名
生活文化学科						
生活文化専攻	180名	180名	180名	360名	120名	300名
食物栄養専攻	(80名)	(80名)	(80名)	(160名)	(80名)	(160名)

附 則(平成元年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 第27条の規定は、平成元年度入学生から適用し、昭和63年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(平成2年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第7条の二、第27条及び別表1の規定は平成2年度入学生から適用し、平成元年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成3年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第27条及び別表1の規定は平成3年度入学生から適用し、平成2年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(平成4年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第36条及び第5条別表第2の規定は平成4年度入学生から適用し、平成3年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(平成8年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第5条別表第1、第2の規定は、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前の入学生については、従前の規定による。
- 3 第35条の規定は、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前の入学生については、従前の規定による。ただし、冷・暖房費は平成7年度以前の入学生にも適用する。

附 則(平成9年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第35条の規定は、平成9年度入学生から適用し、平成8年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(平成10年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第5条別表第1、第2の規定は、平成10年度入学生から適用し、平成9年度以前の入学生については、従前の規定による。

- 3 第35条の規定は、平成10年度入学生から適用し、平成9年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(平成11年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。
 2 第35条の規定は、平成11年度入学生から適用し、平成10年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(平成12年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。
 2 第3条、第18条及び別表第2に規定する学科の名称については、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、従前の規定による。
 3 第3条に規定する学生定員は、平成12年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	165	345	161	326	157	318	153	310	150	303
英語コミュニケーション学科	180	360	176	356	172	348	168	340	165	333
生活福祉学科	183	363	179	362	175	354	171	346	165	336
食物栄養学科	80	160	80	160	80	160	80	160	80	160
合計	608	1228	596	1204	584	1180	572	1156	560	1132

- 4 第35条の規定は、平成12年度から適用し、平成11年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成14年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。
 2 第3条に規定する学生定員は、平成14年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

学科	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	127	288	123	250	120	243
英語コミュニケーション学科	172	348	168	340	165	333
生活福祉学科	165	344	161	326	155	316
食物栄養学科	80	160	80	160	80	160
合計	544	1140	532	1076	520	1052

- 3 第35条の規定は、平成14年度入学生から適用し、平成13年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成15年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成15年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

学科	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	123	250	100	223	100	200
英語コミュニケーション学科	168	340	120	288	120	240
生活福祉学科	161	326	80	241	80	160
食物栄養学科	80	160	80	160	80	160
合計	532	1076	380	912	380	760

- 3 第5条別表第1総合教育科目、別表第2英語コミュニケーション学科専門教育科目、生活福祉学科専門教育科目については、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(平成16年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成16年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

学科	平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	100	223	100	200
英語コミュニケーション学科	120	288	120	240
生活福祉学科	80	241	80	160
食物栄養学科	80	160	80	160
合計	380	912	380	760

- 3 第5条別表第1総合教育科目、別表第2日本語コミュニケーション学科専門教育科目、生活福祉学科専門教育科目については、平成16年度入学生から適用し、平成15年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(平成17年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第14条の規定は、平成17年度入学生から適用し、平成16年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成17年12月1日)

- 1 この改正学則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 第19条第2項の規定については平成18年度3月卒業生から適用し、平成17年9月以前の卒業生については従前の規定による。

附 則(平成18年4月1日)

- 1 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 第5条別表第1、別表第2の規定は、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成18年12月15日)

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日)

- 1 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
 2 第5条別表第1、別表第2の規定は、平成19年度入学生から適用し、平成18年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成19年4月11日)

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月22日)

- 1 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。
 2 第5条別表第2、第18条に規定する食物栄養学科の単位は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については従前の規定による。
 3 第39条第4項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月20日)

- 1 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。
 2 第5条別表第1、別表第2、第18条の規定は、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成22年3月26日)

- 1 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
 2 第4条第2項、第7条別表第1、別表第2、第16条別表第3の規定は、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成22年6月23日)

- 1 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
 2 生活福祉学科は募集を平成23年度より停止し、平成23年3月31日在籍の者がいなくなった時をもって、廃止する。
 3 第3条に規定する学生定員は、平成23年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

学科	平成23年度		平成24年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	100	200	100	200
英語コミュニケーション学科	120	240	120	240
生活福祉学科	0	80	0	0
食物栄養学科	80	160	80	160
合計	300	680	300	600

- 4 第7条別表第1、別表第2の規定は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については従前の規定による。

- 5 第20条の規定は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については従前の規定による。
- 6 第21条第2項の規定は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については従前の規定による。
- 7 第37条の規定は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成24年3月23日)

- 1 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成24年度から平成25年度までは、次のとおりとする。

学科	平成24年度		平成25年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	80	180	80	160
英語コミュニケーション学科	100	220	100	200
食物栄養学科	80	160	80	160
合計	260	560	260	520

- 3 第7条別表第1、別表第2、別表第4の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については従前の規定による。
- 4 第42条第1項、第2項及び第4項については、平成25年4月1日から適用する。
- 5 学長の職務の代理及び代行に関しては、平成24年度は従前の規定による。
- 6 平成19年4月11日制定の「学長の職務の代理及び代行に関する規程」は、平成25年3月31日をもって廃止とする。

附 則(平成24年5月25日)

- 1 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 食物栄養学科は、募集を平成25年度より停止し、平成25年3月31日在籍の者がいなくなった時をもって、廃止する。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成25年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学科	平成25年度		平成26年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	80名	160名	80名	160名
英語コミュニケーション学科	100名	200名	100名	200名
食物栄養学科	0名	80名	0名	0名
合計	180名	440名	180名	360名

- 4 第4条、第7条、第16条、第20条、第21条第2項、第37条、第39条の規定は、平成25年度入学生から適用し、平成24年度以前の入学生については従前の規定による。
- 5 第15条の規定は、食物栄養学科の募集停止に伴い削除する。ただし、平成24年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成25年3月22日改正)

この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月22日改正)

- 1 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定は、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成27年3月28日改正)

- 1 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第7条別表第1、別表第2の規定は、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(平成28年3月26日改正)

- 1 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第7条別表第1、別表第2の規定は、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成29年3月25日改正)

- 1 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第7条別表第1、第7条別表第2、第37条の規定は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成30年3月24日改正)

- 1 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第7条別表第2の規定は、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学生については従前の規定による。

別表第1

共通教育科目

[別紙参照]

別表第2

専門教育科目

日本語コミュニケーション学科

[別紙参照]

英語コミュニケーション学科

[別紙参照]

別表第3

図書館司書関係科目

[別紙参照]